

施設使用時の注意事項

- 1 使用時間は準備から片付け・清掃までを含みます。
- 2 使用時間を厳守し、許可された時間内で準備・片付け・清掃等を行い、付属器具は元あった位置に整理し、次の使用者に支障がないようにしてください。
- 3 使用者が出したゴミは必ず持ち帰ってください。
- 4 使用の権利を他者に譲渡・転貸することはできません。また、申請された使用目的・内容以外での使用はできませんので、変更がある場合は、必ずその旨の届出をしてください。
- 5 運動靴は種目に合ったものを使用し、必ず上履き・下履きの区別をしてください。また、室内施設においては、室内専用のもので使用してください。
- 6 許可なく、体育施設の内外において、物品の販売等の営業行為をしないでください。
- 7 備品は体育施設外に持ち出さないでください。
- 8 施設及び設備等を損傷又は汚損したときは、速やかに施設窓口又は管理者に報告してください。なお、その場合は賠償していただきます。
- 9 指定の場所以外での喫煙、火気の使用、飲食はしないでください。
- 10 施設使用中に生じた事故については、市は一切の責任を負いません。
- 11 使用に際しては、上田市体育施設管理規則及び施設管理者等の指示を厳守ください。
- 12 その他の事項については、施設管理者等の指示に従ってください。
- 13 上田市暴力団排除条例第7条第1項により、施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当施設の使用の許可をしません。また、同条例第7条第2項により、当施設の使用を許可した後において、施設の使用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当施設の使用を停止させ、又は当施設の許可を取り消します。

※上記事項について御理解・御協力を得られない場合や違反が認められた場合は、使用許可を取り消し、その使用を中止させていただく場合があります。